

郡山市立日和田小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本的な考え

いじめは、人間として絶対に許されない行為であるだけでなく、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうるものであるとの認識に立ち、いじめを許さない集団作りを通して、いじめの未然防止を図るとともに、早期発見・早期対応で解決に当たることが大切である。

すべての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に取り組むことができるよう、学校、保護者、地域が一体となっていじめ問題に取り組むことが重要である。

いじめ問題の解決と克服へ向け、ここに「日和田小学校いじめ防止基本方針」を策定し、関係機関と連携し、いじめ防止を推進する。

「いじめの定義」について

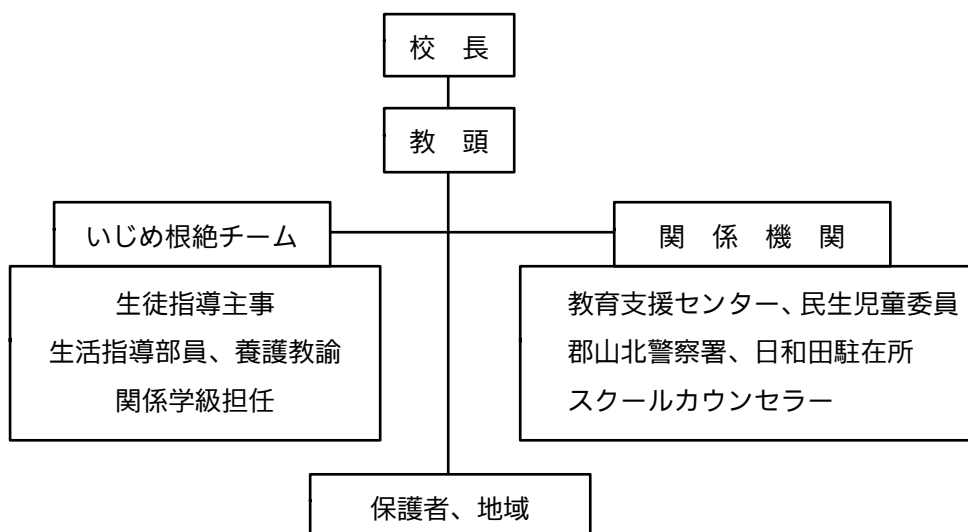
「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒との一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

2 いじめ防止・対応等への基本方針

- (1) いじめに関する児童からの相談や通報を受けた時、および児童がいじめを受けていると思われる時は、速やかに、いじめの事実の有無を確認する。また、その結果を郡山市教育委員会に報告する。
- (2) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導およびその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) 必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。
- (4) いじめの事案に係る情報は、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置を講じる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき内容に及ぶ場合は、児童の生命・身体または財産を守るため、適切な援助を求めることに躊躇せず、北警察署（又は日和田駐在所）と連携して対処する。

3 組 織



4 具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

児童が安心・安全に学校生活を送るなかで、豊かな人間関係を築き、思いやりの心が培われていくよう、児童が主体的に活動し成就感を味わえる教育活動を進めていく。

- 「できる・わかる」ことが実感できる授業づくり
- 友人関係、集団づくり、社会性の育成
- 自己有用感・自己肯定感が育まれる学級環境づくり
- 児童自らいじめを学ぶ取組みの推進

(2) いじめの早期発見、早期対応

いじめは気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知するよう心がける。

- いじめアンケートの実施
- 個人面談、家庭訪問、教育相談の実施
- 児童理解と日常的な行動観察
- 生活指導部会での定期的な情報交換と情報の共有

(3) いじめ発生時の具体的対応

いじめの発見に至った場合には、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ根絶チーム」を中核に組織的に対応する。対応の基本は、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、教職員全員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

対応事項	具体的な対応策
発見・事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめにあっていいる児童やその保護者の訴えを真摯に聞き取り、事実関係の聴取を行う。(個人情報・プライバシーへの配慮) ○ 関係児童からの事情聴取を行う。 ○ いじめ根絶チームでのケース会議を早急に開く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の精査をし、事実確認に正確を期する。 ・ いじめ根絶チームでの対応策検討と役割分担を確認する。 ○ 校長への報告と、校長による市教育委員会への報告 ○ 被害・加害保護者への連絡
具体的対応の決定	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ根絶チームによる検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースに応じた具体的な対応の内容と方法の決定 ・ 対応チームの選出と役割確認 ・ 外部関係機関との連携
いじめられた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭訪問の実施により、保護者へ確認できた事実と今後の具体的な対応の説明を行う。 ○ いじめられた児童へのケア <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じてスクールカウンセラーとの面談を実施する。 ・ いじめられた児童への寄り添える体制づくりを行う。
いじめた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭訪問の実施により、保護者へ確認できた事実と今後の具体的な対応の説明を行う。 ○ 当該児童によるいじめの再発防止措置として、個別指導を必要に応じて実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人格形成を図る指導 ・ 一定の配慮の下における特別指導計画での指導 ・ 別室指導の展開 ・ 出席停止の実施、警察との連携 ・ 学校教育法第11条による「懲戒」の適用判断(教育的な配慮と判断が必要である) ○ 保護者への継続的な状況確認と助言を実施する。
集団への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級全体での話し合いによるいじめ根絶への意識向上 ○ 加害、被害の両児童と他児童との関連で、よりよい集団や人間関係を作り上げる活動を展開する。
ネット上のいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ ネット上の不適切な書き込みには、即座にプロバイダに削除を求める措置をとる。 ○ 法務局や地方法務局への協力、児童の生命への危険がある場合、所轄警察署に連絡し適切な援助を求める。 ○ 保護者への情報モラル啓発を行う。

(4) その他

① 校内研修の実施

- ・ いじめの対応に係る教職員の資質向上を図るため、生徒指導全体会を利用し、校内研修会を実施する。

② 関連研修会内容の伝達講習及び共有化

- ・ いじめに関する外部研修会内容は、速やかに伝達講習を行い共有化を図る。

5 年間計画

学期	月	実践内容
1 学 期	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「日和田小学校よい子の学校生活」の確認 ・ 児童の実態把握（4月） ・ 問題傾向を持つ児童のアンケート ・ 生徒指導全体会の開催（職員会議終了後） 問題傾向を持つ児童の把握 いじめに関する研修
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめに関する実態調査（第1回） ・ 生徒指導全体会（職員会議終了後） 家庭訪問で話題となった事例の情報交換
	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回事例研究会（6月）
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季休業中の生徒指導と「夏休みの過ごし方」の配付
2 学 期	8・9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導全体会の開催（職員会議終了後） 夏期休業中の児童の様子の情報交換
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめに関する実態調査（第2回）
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回事例研究会 ・ 生徒指導全体会 教育相談で話題となった事例の情報交換 いじめに関する研修
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季休業中の生徒指導と「冬休みの過ごし方」の配付
3 学 期	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導全体会の開催（職員会議後） 1月・・・冬季休業中の児童の様子の情報交換
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月・・・気になる児童についての情報交換 ・ いじめに関する実態調査(第3回) ・ 第3回事例研究会
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話に関する実態調査 ・ 「日和田小学校よい子の学校生活」の検討 ・ 学年末休業の生徒指導と「春休みの過ごし方」の配付